

# EEC商事法の統一化機構

岡 本 善 八

- 一 はじめに
- 二 法源と統一化機構
- 三 各国判例の立場
- 四 各国判例に対するEC判例

## 一 はじめに

歐州石炭鉄鋼共同体条約（一九五二・七・二五発効）、歐州経済共同体条約（一九五八・一・一発効）、歐州原子力共同体条約（一九五八・一・一発効）により設立せられた、歐州共同体と総称せられる三共同体については、歐州共同体とわが国との間において<sup>(1)</sup>、「歐州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する日本国政府と歐州共同体委員会との間の協定」（昭和四九・条約第三号、五・三一発効）により、同年、わが国においてその法人格が承認され（第二条）、代表部およびその職員などに外交上の特権ならびに免除が与えられる（第三条）に至って、

法律学的にも新たな関心が生じるに至った。そのため、いわゆる EEC に限定した場合も、広義の商事法に属するものとしては、実質法に属するものとして、組織法としては(1)一九七五年五月一三日理事会へ提案せられた、ヨーロッパ会社法第一次案、(2)会社法調和に関するものとして、(i)一九六八年三月九日理事会採択の、公告、会社および代表者の能力、ならびに設立無効に関する第一命令、(ii)一九七六年一二二月一三日採択の、株式会社の設立、資本の維持変更に関する第二命令、(iii)一九七八年七月二五日採択の、年度計算書類に関する第四命令、(iv)一九七八年一〇月九日採択の、国内合併に関する第三命令、また行為法的な規定としては、条約第八五条以下の競争制限禁止規定がある。また手続法的な規定については、原六箇国に関する一九七三年一月一日発効の、一九六八年「判決承認条約」および、未発効ではあるが九箇国で署名がなされている、一九七八年「拡大 EEC 判決承認条約」がある。そのほか、外人法的分野では、未発効ではあるが、一九六八年「会社および法人の相互承認条約」があり、抵触法的規定としては、一九七三年公表の「契約および準契約に関する国際私法」草案、その後、契約部門のみについてなされた、一九七九年六月専門家委員会により合意せられ、各区政府へ回付せられた、「契約債権に適用せられるべき法に関する条約」案などを少なくとも挙げる」とがである。本稿は、それらの商事法全般と、国内法または国内機関との関連を理解する手懸りとして、まず、EC 法全般について、どのような統一化への機構の中で努力がなされているか、これに対しても構成国のいかに応える姿勢はどのような現状にあるかを序説的に検討する」とを目的とするものである。<sup>(2)</sup>

(1) Hans Peter Ipsen, Europäisches Gemeinschaftsrecht, 1972, s. 79; Groeben • Boeckh • Thiesing, Kommentar zum EWG-Vertrag, 2 Auf. 1974, s. 41.; Christian Runge, Einführung in das Recht der EG, 2 Auf. 1975 s. 63; K. Liptein, The Law of the European Economic Community, 1974, p. 13; Berthold Goldman, Droit Commercial Européen, 3 ed.

1975, p. 21.

(2) 本稿は、昭和五二年一月一二日第二回日本・EC研究者大会（於慶應大）において、「EEC商事法概説」のテーマで行なった報告の一部に加筆したものである。

## 一一 法源と統一化機構

歐州経済共同体法源としては、次のようなものがある。

(一) 条約 EC法の第一次法源とも称せられるもので、前掲の三共同体の設立を目的とする三箇の基本条約のほか、一九六五年理事会・委員会単一化条約、一九七〇年予算条約、一九七二年第一次拡大条約、一九七三年ノールウェー非加盟に伴う理事会決定、一九七五年会計検査院設置条約、一九七六年普通選挙に関する理事会決定、一九七九年ギリシャ加盟条約のごとき、基本条約の条文改正を意味するものが存在する。

(二) 第二次法源 条約第一八九条で定められる、理事会・委員会の「ごとき」EC機関による拘束力ある決定行為としての規則、命令、決定などがあり、規則は、いわば国内における法律と同じく、「一般的に適用されねばならない。規則はすべての構成国において、全体につき、かつ直接に適用せらるべきものとして拘束力をもつ」のであり、決定は、「それが向けられた相手方に対し、全体につき拘束力をもつ」のであり、命令は、「各構成国に対し、実現せらるべき結果について拘束力をもつ」が、その具体的実行方法については各国の裁量に委ねるものである。

その他、(三) EEC条約第二二一〇条による条約、(四) 加盟国の法の一般原則（例えば、条約第二一五条）、(五) EC裁判所判例、(六) 加盟国政府代表の取り決め、の「ごとき」を挙げよう。<sup>(1)</sup>

EC法は、その基本的特質として、従来の国際法とも、連邦国家法とも異なる独自の国際組織の団体法である」とが挙げられるが、その理解のためには、条約によるEC法統一化への機構としての、条約第一七七条の先行判決制度の重要性、ならびにこの制度により展開された、EC法の直接適用性、ならびに優越性に関するEC裁判所の主張を見ることが必要である。<sup>(v)</sup>

(a) 直接適用性 これに関する最初の判決は、26/62, N. V. Algemeen Transport-en Expeditie Onderneming Van Gend en Loos v. Nederlandse Tariefcommissie (Feb. 5, 1963) である。事実は、次の通りである。ベンゲント・モン・ロース社が一九六三年九月九日西ドイツから一定量のユリヤ樹脂をオランダに輸入したが、輸入当時この产品は、一九六〇年三月一日に発効した関税定率法により八パーセントの関税が課せられたが、同法は一九五九年一二月一六日の法律により、オランダで批准せられた一九五八年七月二五日のベネルクス議定書を国内法化したものである。ベン・ゲンド社は、これに対し、当該产品については一九五八年一月一日の条約発効当時の関税である、一九四七年関税定率法による三パーセントによるべきものとして、EEC条約第一二一条に違反するものとして、オランダの行政裁判所であると共に、この事件についての最終審である関税委員会に提訴し、同委員会はEEC条約の解釈の問題が包含せられているものとして、一九六二年八月一六日の決定により、条約第一七七条に基づき先行判決を求める手続を採ったものである。」のように個人が構成国裁判所における救済を求めるに当り、EC法を根拠となしうるかについては、EC裁判所は次の見解を示した。「以上のことから次のことを結論付けうる。……共同体は、そのために構成国が一定の限度においてはあるが主権を制限した、国際法における新たな秩序であり、その構成国のみならず、構成国の国民をも包含するのである。従って共同体法は、構成国立法とは独立に、個人に対する義務を生ぜしめる

のみならず、法的な恵与の一部となつた権利をもこれらの者に付与することを意図している。これらの権利は、条約により明白に認められている場合に生じるのみならず、条約が明瞭に定義付けられた方法で、構成国、EC機関のみならず個人に対しても課している義務の存在からも生じるものである」とし、その根拠として、前文においても、「諸国」という用語のほかに、「諸国民」に対する呼びかけがなされていること、国民がヨーロッパ議会（一三八条三項）、経済社会評議会（一九三条二項）を通じて共同体の活動に協力することが要求せられており、さらに各國裁判所の条約解釈の統一確保を目的とする条約一七七条の規定は、こうした直接適用性を前提としていると解せざるを得ないと、などを挙げた。

(b) 優越性 6 / 64, *Flaminio Costa v. Ente Nazionale per l'Energia Elettrica (ENEL)* (July, 15. 1964) は、優越性について最初の判決であり、直接適用性に関する第一の判決である。<sup>(4)</sup> 事実は、一九六一年一二月一六日制定のイタリヤ共和国法第一六四三号法により、数社の併合による電力会社国有化がなされたのであるが、それにより消滅した Edisonvolta 社の株主である Costa により、一、九二一五リラという僅少の電気料の支払いを拒否する訴訟がミラノ治安判事裁判所 (Guidice Conciliatore Milano) に提訴され、その判決が下される前に、同種の第一回目の提訴がなされ、後者が EC 裁判所に先行判決を求めたものである。EC 裁判所は、次のように EC 法の国内法に対する優越性を認めた。「各構成国は、無限に存在し、独自の機関、法人格、法的能力を備え、国際的な活動に代表者を送りうる能力をもち、特に、主権の制限または構成国より共同体への主権の委譲に基づく現実的な権力を備える共同体を創設することにより、一定の限られた分野についてではあるがその主権を制限し、かくて、その国民と国家のいづれをも拘束する法組織を創設するに至つたのである」。「上述の考察からすれば、条約に源泉をもつ法は、独立の法源であ

り、その特殊かつ独自の性質の故に、国内法の規定により排斥せしめることを得ないのであり、そのような場合は、共同体法としての性質が失われ、共同体の法的存在が損われる」となる」と判示した。

特に直接適用性は、ルクセンブルグからの粉乳輸入についての「ドイツの取引高税の、条約九五条抵触に関する、57 / 65, Lütticke 事件」一九六六年六月一六日判決、ベルギー産粉乳についての「ドイツ取引高税の条約九五条、九七条抵触に関する、28 / 67, Molkerei 事件」一九六八年四月三日判決、イスから油脂混入漂白土の、イタリヤ後法である一九六〇年一一月一三日法によるイタリヤへの輸入禁止の、条約第三一条、第三三条抵触に関する、13 / 68, Salgoil 事件」一九六八年一一月一九日判決などにより支持せられ、EC法の優越性と直接適用性は、後述の「とく、近年の、一九七八年の第一 Simmenthal 事件判決に至るまで、EC裁判所の一貫せる確定的な立場と考えられるのである。

更にEC裁判所は、命令についても 33 / 70, SACE 事件」一九七〇年一一月一七日判決において、輸入品に対する手数料の条約第一三条抵触問題につき、命令も、その内容が無条件であり、充分に明白かつ正確であるときは直接適用が認められる場合があると判示し、決定についても、9 / 70, Grad 事件」一九七〇年一〇月六日判決において、「ドイツにおいて一九六九年一月一日以降施行せられた貨物道路運送税の、条約第七四条、第八〇条抵触問題につき、同様の判断が示されるに至っている。<sup>(5)</sup>

右のようなEC裁判所による、特に第一七七条の規定に基づく、判決を通ずる統一化の努力のほか、条約は、構成国立法の統一に関する根拠規定として、次のような規定を設けている。

(1) 第一〇〇条乃至第一〇一一条 共同体目的の実現のための、構成国の法令および行政規則を接近せしめるための一

般的規定で、このための理事会の命令、委員会の勧告に関する権限を定める。このほか条約には、個別的な事項につき、六条（経済政策）、四〇条・四一条（農業政策）、五四条・五六条・五七条（営業の権利）、七〇条（資本移動の自由）、九九条（間接税）、一〇五条（雇傭・価格・通貨）、一一一条、一二二条（通商政策）および一四五条（理事会による各国経済政策の調整）などがある。これらについては、第五四条または第九五条が、共同体目的と国内法との間の、垂直的な調整として働くのに対し、第一〇〇条乃至第一〇二条は、共同体目的を考慮しながらも、各構成国法の水平的調整として働くと説かれることがあるが、結局は程度の差といえるのであり、かつこの両者は相互に排斥するものではない。<sup>(6)</sup>

(2) 第二三〇条 同条は、EC機関に立法権を付与することが望ましくない、(a)身体の保護及び権利の享有ならびに保護に関する内外人平等、(b)共同体内における二重課税の廃止、(c)会社の相互承認、本拠移転の場合の法人格の維持、または異国籍会社の合併の可能性、(d)判決および仲裁判断の相互の承認および執行、のごとき各国の公益を強度に反映する事項につき、EC機関の直接の介入を抑制し、構成国の自発的条約締結により、広義のEC法を実現しようとするものである。<sup>(7)</sup>

(3) 第二三五条 EEC条約における前掲の法統一規定は、条約起草者が当初から、共同体運営に関して最小限生じ得るものとして予想し得た事項に関して設けられたものであったが、他方共同体は静的な制度でなく、動的な発展を意図するものであるから、起草時の規定だけでは、その後の新たな状態に対し、十分対応し得ない。この目的のため、条約第二三六条においてEEC条約の改正手続を定める。同条は、条約の改正が単に構成国の国益のみに基づくことなく、EEC自体の利益をも考慮してなされるべきものとして、改正手続につきEEC機関を介入せしめるとの配慮

をしてくるのであるが、最終的には、その改正はすべての構成国によりそれぞれの憲法上の規定に従って批准されねばならぬこととなる。しかし、本質上現行条約の枠内で処理し得る事項であるにもかかわらず、その個別的事項について、条約が明示的に理事会などに権限を付与していないが故に、前掲の第1116条以外の手続を探り得なことすれども、共同体の発展的性格を考えるとあは妥当でない」とから、第1115条により、理事会が、委員会の提案に基づいて、かく全会一致で、やむにヨーロッパ議会との協議の後とづて、相当の慎重な手続を要求しているが、EEC機関自体に対し柔軟な行動を探りつける包括的授權を認めるとこう措置が採られてくる。<sup>(8)</sup>

右にみられる、共同体条約において認められる共同体側からの、共同体法統一化の機構、あるいは促進への努力に対し、構成国の立場からの理解を、特に条約の中の直接適用性が認められる規定と、条約1八九条に定められる規則の問題を中心を置いて、これが構成国裁判所においてかかる対応が示されてくるかを次に見ゆるべくする。

- (1) なお、岡村義「ヨーロッパ共同体法」国際法辞典六七六頁。
- (2) 国村義「ヨーロッパ共同体法と国内法との関係」法政研究II回卷四号（昭四〇）四〇七頁、三井治之「歐州共同体法の直接適用性」立命館法學111号（一九七六）一五頁。
- (3) Rec. 1963. I; [1963] CMLR 129-131; Brinkhorst, Judicial Remedies in the European Communities, 2 ed. 1977, p. 128.
- (4) Rec. 1964. 1143; [1964] CMLR 455-456; Brinkhorst, 2 ed. p. 124.
- (5) J. P. Warner, The relationship between European Community Law and the National Laws of Memberstates, L. Q. R. v. 93 (1977), p. 353.
- (6) H. Smit and P. Herzog, Commentary on the EEC Treaty, vol. 3, 1976, 3-470; Ivo E. Schwartz, Voie d'uniformisation du droit dans la Communauté européenne, Clunet, 1978, no. 3, p. 751.

(一) Smit, ibid. 6-135; Groeben-Boeckh-Thiesing, a. a. O. s. 624; Marcus Lutter, Europäisches Gesellschaftsrecht, 1979,

(Z. für Unternehmens und Gesellschaftsrecht, Sonderheft 1) s. 6, 14 u. 33.

(∞) Smit, ibid. 6-267; Groeben-Boeckh-Thiesing, a. a. O. s. 749.

### III 各国判例の立場

右に見たEC裁判所判決の態度に対する各構成国裁判所の対応は次の通りである。

「ブルギー」「ブルギーは、一九七〇年七月二〇日憲法改正で第十五條の(1)の規定、すなわち、「条約また法律に基いてある」一定の権限の行使を國際法上の組織に委ねる」が認められる」(L'article 25 bis; "L'exercice de pouvoirs déterminés peut être attribué par un traité ou par une loi à des institutions de droit international public")  
「ブルギーは従来フランス的三権分立の影響を受け、条約締結権は本来君主に属し（但し、現在は憲法六八条第一項による両議院の同意）、裁判所には条約にかかる違憲審査権は認められず、条約は国内の通常の立法以上の効力を有しならざるのが伝統的な理解であつた」ともいふ。しかしながら、ブルギーのNATO、あるいは歐洲共同体への参加により、同憲法第十五條「(1)すくのの権力は國民に由來する。(2)権力は、この憲法で定めた方法によつて、これを行へ」の規定に抵触する疑が生じる場合が発生する」と考慮し、國際法秩序の発展に対応して上述の規定を設けたものともいわれてゐる。<sup>(2)</sup>またブルギーの判決は、一九二五年一一月二六日破毀院 Schieble 事件判決においても、「ブルギー国内法と条約の抵触は立法機關の問題である」と法の問題にならしたが、S. A. Fromagerie Franco-Suisse "Le Ski" v. Ministère des Affaires

Economiques 事件に関する破壊院一九七一年五月二十七日判決においては、EEC条約第111条に關し国内法に対する優越性を認めた判決である。さればベルギーが、ルクセンブルグと共に一九五八年一一月二日王令により乳製品として新たに輸入税を課したのであるが (90-91 / 63, Commission de la C. E. E. c. Grand-Duché de Luxembourg et Royaume de Belgique, arrêt du 13 nov. 1964. 参照)，Le Ski' 社の税金返還訴訟に關し、その後ベルギーで制定された一九六八年二月一九日法が一九五八年王令に基いて支拂われた関税は返還不能であり、訴の提起を許せない旨を規定したりむが、EEC条約第111条に違反するか否かといふ、「(後法が前法を破るとする原則)」、条約と法とが衝突する時は適用されない。国内法と国内法秩序に直接効果をもたらす条約の規定が抵触する時も、条約上の規定が優越する。この優越性は、条約法自体の本質に由来する」との判断を示している。<sup>(4)</sup> このようなベルギーの判例の推移は、Le Ski' 事件における Granshof van der Meersch 検事総長の意見説示によるとかがわれぬじよへ、EC裁判所の Van Gend 事件などと Costa 事件と比べて「大判決の影響力に因るゝのが大いにわれれし」とある。<sup>(5)(6)</sup> 一九七六年九月二〇日 Hadot 事件破壊院判決が、国外追放事件に關し、なお論旨が明確でないとする批判はあるが、六四年第1111号理事会規則第九条に基づいての判決を下したのである。上述の判例の流れを汲んでくるのである。

(一) P. J. Kozyris, National and Supranational Law in the EEC on the eve of British Entry, p. 295 (Law and Contemporary Problems, 1972, vol. 37, n. 2); Ivo E. Schwartz, Clunet, 1978, no. 3, p. 775.

(二) L. J. Brinkhorst and H. G. Schermers, Supplement to Judicial Remedies in the European Communities, 1972, p. 56.

(三) J. P. Warner, The relationship between European Community Law and the National Laws of Member States, The Law Quarterly Review, 1977, p. 361.

(4) CMLR 1972, pp. 372-373; Brinkhorst, Supplement, 1972, p. 57; Brinkhorst, Judicial Remedies, 2 ed. 1977, p. 173; D. Carreau, Droit communautaire et droit national (La contribution de l'arrêt Simmenthal), r. de d. europ. 1978 no. 3 p. 381.

(5) D. Lasok and J. W. Bridge, Introduction to the Law and Institutions of the European Communities, 2ed. 1976, p. 236; Walter Ganshof van der Meersch, L' Ordre Juridique des Communautés Européennes et Le Droit International, Recueil des Cours, 1975 V p. 217.; Jacques Ferstenbert, L'application du droit communautaire et la situation constitutionnelle du juge national, Rev. trim. de droit européen, 1979 N. 1, p. 58.

(6) “スキーリング・スリ ‘Ski’ 審査と先駆的裁判所裁判官 Sprl Corn and Food Trading Co. v Etat Belge (9 June 1966) [1968] Cahiers de Droit Européen 550, 554 とあると ‘スキーリング・スリ’ は、政府の主体がEUの条約がうなぎで規制する法律の適用を争った事件で、マジスラート（the Vredesrechter van hat Tweede Kanton Antwerpen）Sociaal Fonds voor de Diamenterbeiders v Chougl Diamond Co. [1969] CMLR 315, 3 21-5 で、審査官が明確に審査の権限を有するとしている（A. Campbell, vol. 3, p. 85）。最高行政裁判所 Conseil d'Etat, Corveelyn v. Belgian State (Oct. 7, 1968), (1970) 7 CMLRev. 237 事例では、EUの命令による国々との直接効果を認めたり認めないと争った大抵の裁判が私人の請求による取消しである。L. J. Brinkhorst, “Implementation of legislation of the European Economic Community, including directives, in Legal Problems on an Enlarged EC, 1972, p. 83)

(7) European Law Review, 1978, v. 3. no. 1, p. 80.

イタリアーク ハーマークせ 一九五〇年六月五日 の憲法改正によつて、第110条第1項「この憲法に基いて共和国の諸機關に付与された諸権限は、国際法秩序の促進および国際的協力のため、他の国家との合意によつて設立せられた国際機関に対する法律による制約の限度にとどめ、承認する」こと、第11項で前項の法律案については国会議員の六分の五の同意を必要とするが、この多数を得ぬことがあつた場合、通常の法律案の可決に必要な

多数を得てゐるとあは国民投票による採択をなし得る旨の規定を設けていた。従つてデンマークは、EC加盟についても、後の方である国民投票により、一九七二年一〇月一一日にEC加盟法を容易に採択することができたとせら  
<sup>(1)</sup>れる。またこの加盟法は、第二条「憲法に基づき王国の諸機関に付与せられた諸権限は、条約で特に定められる限度において……EC諸機関によって行使される」とし、第三条「条約の諸規定は、……EC法によりデンマークにおいて直接適用せられる限度において、デンマークにおいて効力を有する」として、デンマーク裁判所がEC法の優越性ならびに直接適用性を承認するについて困難を伴わない立法的措置は採られてゐると説かれる。しかし、デンマークでは、一九六一年のヘルシンキ同盟に象徴せられた北欧諸国との結合関係の深さのため、ECに対する国民の評価は必ずしも一致しないとせられ、またEC法のデンマーク法に対する優越性を明示する規定が存在しなじりからも、<sup>(2)</sup>国会はなおEC法に明示的に反する法律を制定する権限を有するものとした法務大臣の見解も見出され、学説にもかかる場合は裁判官は国内法を適用すべきであるとするものがあるとせられる。<sup>(3)</sup>デンマークの、条約第一七七条の先行判決を求めたEC裁判所判例が、86/75, EMI Record (1976. 6. 15), 142/78, (1978. 6. 29), 21/78, (1978. 11. 29) のほか、デンマーク最高裁による 151/78, Sukkerfabriken, (1979. 1. 16) 事件も、他国に比較してかなり少ないのも、上述の傾向の一の表現ともいえよう。

(-r) Ferstenbert, *ibid.* p. 61; Warner, *ibid.* p. 360; Van der Meersch, *ibid.* p. 231; Brinkhorst, 2ed. p.176; D. Carreau, *ibid.* p. 414; D. Lasok and J. W. Bribge, 2ed. 1976 p. 235; J. G. Kapteyn and P. Verloren van Themaat, *Introduction to The Law of the European Communities*, 1973, p. 382; J. P. Puussochet, *L'Élargissement des Communautés Européennes*, 1974, p.131; J. P. Puussochet, *The Enlargement of the European Communities*, 1975, p. 99; Pierre Pescatore, *Address on the application of Community Law in each of the Member State, report on Judicial and Academic Conference*

rence, 27-28 September 1976, Publication of EC Court, 1976, VI-20.

- (2) Gustaf Petréen, The Nordic Countries and The Common Market, (in Bathurst and others, Legal Problems of an Enlarged EC, 1972), p. 192.

(3) Hjalte Rasmussen, Community Law in Denmark five years after accession, Eur. L. Rev. 1978, v. 3, n. 3, p. 228.

(4) Fernstenbert, p. 62; Rasmussen, p. 330.

〔西・ル・マ・シ 西・ル・マ・シ 基本法第115条は、「国際法の一般原則は、連邦法の構成部分である。法律に優先する効力を有し、連邦領域内の住民に対し、直接に権利義務を生ぜしめる」と定めるが、これは一般慣習法に関するものゝ規則である。これに対し同法第一四条第一項は「連邦は、法律により、その主権的権限を国際機関に委譲する場合においては」ふ定め、「EC法の111の特質が容認せられたる途を開く」とある。学説としてOphüls, Ipsen, Wohlfart などEC法の優越性を認める有力説があるが、ドイツ判例上の重要な論点は、基本法に定める基本的人権に関する事項についてEC法は優越性を有するかの点である。

この問題は、ドイツ憲法裁判所では一九六七年一〇月一八日第一部判決において始めて扱われたが、結論として憲法裁判所はドイツ法の違憲性については判断するが、EC法の自律性からして審査の対象とはならなかったが、その根拠として「EEC理事会および委員会の定める規則は、条約により創設せられた、構成国の国家権力とは明白に区別せられる特別の超国家的公権力 (suprnationalen öffentlichen Gewalt) の定めた法である。EECの諸機関は、構成国が自ら設けた共同体のため、それに付与した主権的権限を行使するのである。それは、国家でも連邦でもなく、特有の性質を有する統合の過程にある共同体であり、ドイツ連邦共和国が他の構成国と同様に、特定の主権的権限を委譲した、憲法第一四条第一項による国際的組織 (zwischenstaatliche Einrichtung) である」と述べ、既述EC

裁判所の Costa 判決と同様の立場に立て見解を述べた。<sup>(2)</sup>更にその後の、ドイツ Lütticke 事件に関する一九七一年六月九日憲法裁判所判決においては、EC法の国内法に対する優越性を認めると至った。これは、ドイツ連邦財政裁判所が、EC裁判所の一九六六年六月一六日の第11 Lütticke 先行判決、および一九六八年四月三日 Molkerei Zentral 先行判決の後、特に後者により、条約九五条の趣旨に合致するため、一九六九年一月一五日の判決により、輸入粉乳の取引高税を「ペーセント下げる」ペーセントとする判決を下したのに対し、Lütticke は財政裁判所の行為は三権分立の原則に反する立法行為であるとして憲法裁判所に違憲の申立をしたものである。憲法裁判所は、EECの本質に従い、前掲の一九六七年判決と同様の分析をなした後、この法的状態よりして、ドイツの裁判所は、共同体条約の発効の時以来、EC法解釈の権限を保有しないのであるから、EC裁判所の解釈に従がい、内国において直接効果を有し、これに矛盾する国内法に優越し、後者を排斥するEECの各種の法規を適用せねばならぬ」とした。<sup>(3)</sup>しかし、前述の一九六七年判決においても若干の留保の態度が見られたといふはあるが、EC法はドイツ基本法の基本的権利規定にも優越するかにつき、一九七四年五月二九日の判決において画期的な判断が示されるに至った。<sup>(4)</sup>極めて重要な判決であるので、次に掲げておく。

Internationale Handelsgesellschaft mbH v. Einführ- und Vorratsstelle für Getreide und Futtermittel (2 BverG 52 / 71, v. 29. 5. 1974)<sup>(5)</sup>

〔事実の概要〕 ドイツの輸出入業者 Internationale Handelsgesellschaft mbH は、ドイツの穀物輸出入管理局 (EVSt) から「ある穀物の輸出許可」(ground maize) 11万トンの輸出許可を得たが、その一部しか実行できなかっ

た為、一七、〇二一六・四七ドイツマルクの輸出保証金の没収を宣告せられたので、フランクフルト行政裁判所に提訴し、その根拠規定であるEEC理事会規則120/67第一二一条(1)、およびEEC委員会規則473/67第九条の違憲性を理由に決定の取消を求めた。行政裁判所は、まず条約一七七条によりEC裁判所に対し、当該規則の適法性につき解釈の付託を行ない、これに対しEC裁判所は、11/70事件（一九七〇・一一・一七）において当該規則につき適法の判断を下した。その理由は、問題とされている共同体規則は小麦市場に対し行政機関が必要な介入を行なうに必要かつ適当な手段である。輸出保証金制度は、輸出許可申請が企業の自由意思に基づいてなされているという事実、およびそれは他の考えられる制度に比べて単純性と実効性の二重の利点をもつという事実と連動するものであること、特定の企業の利益のためにのみ行われる行為は共同体の公益のため導入せられた組織の前には二次的な位置付けがなされねばならないこと、不可抗力の場合の適用除外制度は輸出入業者に不当な負担をかけることなく穀物市場組織の正常な運営を保証するため考慮せられた規定であり、不可抗力は絶対的不可能の場合のみならず、あらゆる用心深さにもかかわらず不当な損失の負担を払うことによってのみ避けうるような結果を伴う、許可制度による規制の外におくべき異常な状態の場合をも包含するのであるから柔軟性のある概念である、などを根拠としている。このEC裁判所の11/70判決を得た後、行政裁判所は一九七一年一一月二四日の決定により訴訟手続を中断し、憲法一〇〇条(1)の規定により憲法裁判所に対し、共同体法における輸出義務およびこれに伴う輸出保証金寄託義務が憲法上認められるか、もし合憲としても不可抗力の場合にのみ保証金返還が認められることは合憲かにつき判断を付託した。行政裁判所自体は、EC法は、すべての国内法に優越するものではなく合憲性の審査を受けるべきであり、憲法裁判所はこの点につき管轄をもつこと、および輸出保証金制度は経済的自由の本質に影響を

与えるが、統計的把握のため用いられてくるの手段の目的は、」のような厳格な手段でなくとも到達しうること、保証金が過失なくして没収せられる点などより、」の制度が違憲であるとの判断を示した。また、連邦法務大臣はその意見書で、憲法100条はEEC規則に対し直接的にも類推的にも適用されないとの意見を表明した。

〔関連判例〕 まことに共同体法の特質に依る、「本裁判所はEC裁判所により発展せしめられた法原則と同じく、共同体法は国内法の構成部分でも国際法でもなく、自足的法源より生じる別異の法組織を構成するとの確定した原則を採用してゐる(22 BVerf GE 293, S. 296; 31 BVerf GE 145 S. 173)。その理由は、共同体は国家特に連邦国家ではなく、統合進行過程にある特殊な共同体('a sui generis' community)であり、憲法11四条(1)の意味する国際機構であることによる」。従つて両者は独自に併存し、例えば「EC裁判所はEC規則が憲法に違反するか否かにつき拘束力を伴う決定をなし得ず、逆に連邦憲法裁判所は一次的EC法が条約本文に違反するかにつき決定をなし得ない」。ただ両法規の内容が抵触する時には「わざわざければ共同体の存在が問われる」という理由から共同体法は常に国内憲法に優越する」という単純な理論によるべきでない。「憲法11四条は国際機構に対する主権の譲渡を定めるが、」の規定は……憲法の全規定との関連で理解かつ解釈すべきであり、憲法の改正手続なくしてその手続きの基礎をなす憲法の根本構造を修正する」と、すなわち国際機構の立法によりかかる途を開くことは許していい。たしかに共同体機関は、ドイツ憲法上の機関が立法権限をもたないが、しかしドイツ連邦共和国で効力を持ち、且つ直接に適用せられる法を制定しうる。しかし憲法11四条は、」の可能性を、それを造り上げた組織を蚕食することにより、ドイツ連邦共和国の有効な憲法の存在価値を破壊するような条約のいかなる改正の効力も認めないとする点で制限を加えており、」の事は一次的共同体法についても同様である……」

「憲法の基本的人権に関する部分はドイツ連邦共和国に現に妥当している憲法の不可譲渡的不可欠の特質であり、かつ憲法の基礎的な構成部分である。憲法二四条は何らの留保なく制限を受ける事を認めるものではない。」この点につき共同体の統合の現状は決定的な重要性を持つ。共同体は直接一般選挙による民主主義的議会を欠いており……かつ憲法のそれと同様に確実かつ将来に対し固定せられた法典化された基本的人権一覧表を欠いている。その事から憲法二四条の制限を逸脱しないという限度においてではあるが、共同体において拘束力をもつ基本的人権についての共同体法上の規準が基本的人権についての憲法の基準により長期にわたり適切な調整を受けたか否かの比較決定をなすことを許しているのである。」の法的安定性が……共同体のより促進された統合過程で実現しない限り、憲法二四条の留保が適用せられる。」」のような憲法の補強的優先的性質から、憲法裁判所の管轄についても、「議会により決定せられ且つ確定的効力をもつ基本的人権一覧表が、憲法上のそれに匹敵する程度に共同体法に付与されたといい得る程、統合が進展していない限り、ドイツ連邦共和国裁判所が、条約一七七条によるEC裁判所への中間判決のための付託をなした後に、判決に關係ある共同体法規が憲法上の基本的人権の一と抵触するが故にEC裁判所の解釈を考慮しても適用すべきでないと考へる時は、憲法裁判所への司法審査のための付託は、認容されかつ必要である」とする。」の憲法裁判所に関する司法審査権を認める多数意見は、八名の裁判官中 Seuffert, v. Schlabendorff, Rupp, Geiger, Hirsch, Rinck, Rottmann, Wand のうちの五名により支持せられた。Rupp, Hirsch, Wand の反対意見は、EC裁判所一九七四年五月一四日 4/73, J. Nold KG v. E. C. Commission 事件判決 [1974] 2 C. M. L. R 338 によれば、EC法における基本的人権の内容は各國憲法上のそれと矛盾するものではなく、かつEC法自体で保障がなされてくる」と、憲法二四条(1)を客観的に解釈すれば、国際機構の主権

行為がドイツ連邦共和国で承認されている以上、これは国際機構の行為の内国的審査を斥けるものであるなど、従来のEC裁判所の普遍主義の論調に立って連邦憲法裁判所の管轄を否認するものである。

第二点は、連邦憲法裁判所の訴訟手続に関するが、ここでは省略する。

第三点は、適法性が争われている 120 / 67, 473 / 67 規則の合憲性につき、憲法一二条および二条(1)のいずれの基本的人権の保障規定にも反しないとし、その理由としては、「若干の商品の輸出入に関し担保供託金を伴う許可制度における輸出担保金の没収は、非難すべき違法な行為に対し国家より課せられる罰金または料金と同じくする苦痛と考えるべきではない。これはむしろ危険を伴う取引（例えば、先物取引、割賦取引、周期的物品供給取引など）に認められる、私法上の法的手段として発生したものである。……本制度の下における輸出入においても、商人は自らいかなる危険を負担するかを知っており、合意に基づく条件ではなく制定法に基づく条件によるものではあるが、その条件の下において契約をなすべきか否かを自由に決定しうるのである」として、没収は刑罰と異なるものとし、さらに「当該の制度は、経済的諸関係が計画および有効な規制なくしては機能し得ない EC 発展の現状では、適切かつ不可欠であり、これと代わる同様の実効性および単純性をもつ市場運営機構を、見出し得ない」として現状においては不可欠であるとし、また憲法一二条の職業の自由との関係については、「すでに一九五八年六月一日判決で述べられた理論がここにおいても決定性をもつ。保証金およびその没収を伴う輸出入許可制度は、その限度を立法者が規定しうる営業の実行に影響を与えるものである。しかし立法者は無制限にならうのではない。本件の場合立法者がもたらしたのは、単に営業実行のための一連の規則組織だけであって、それは営業あるいは職業選択の自由に影響を与えるものでなく、営業者が細目においていかなる営業の仕方をなすべきかを定めるも

の「*force majeure*」……基本的人権の保護は、過度の負担を課しかつ不適確であるために憲法に違反する制定法による規制を避けるという限度にとどめねばならない」とし、かつ過度の負担であるか否かについては「当該規則は不可抗力(*force majeure*)の法概念の下における例外を分類列挙し、かつEC裁判所はこの概念を明示的に分類列挙している場合とせば別に、輸出入についてのすべての絶対的不能の場合のみならず、輸出入者の規制を超えた状況の故に輸出入がなされなかつた場合、すなわち、すべての合理的な注意にかかるべきその結果が非合理的な損失を甘受する」ことによつてのみ避けうるような場合をも包含するのであり、またEC裁判所は「なすべき注意」および「蒙るべき損失の大それ」の両概念が融通性をもつて付け加えるが、これらはすべてドイツ法上の法律的用語を表現し直したにすぎないのであり、憲法上の合理性に合致してゐる」として、この点からも違憲性がないとした。この規則の合憲性の判断は、全裁判官により支持せられた。

- (1) Lasok, 2ed. p. 238.
- (2) Hans Peter Ipsen, *Europaisches Gemeinschaftsrecht*, 1972, s. 305; Groeben, Boeckh, Thiesing, Kommentar, 2Auf. 1974, II s. 562.
- (3) Brinkhorst, 2ed. p. 186.
- (4) この判決の要旨として、大谷良雄「ヨーロッパ共同体法と西ドイツ連邦基本法との関係」商学討究二六卷一号（一九七五年七月）六九頁以下参照。なお、ペスカール（大谷・最上訳）「EC法」（昭五四）一三九頁参照。
- (5) BVerfGE 37 s. 271; NJW 1974, s. 1697; CMLR (1974) v. 2, p. 540.

四 フランス フランス一九五八年憲法第五十五条、「憲法に批准または承認された条約または協定は、他の締約国においても適用せられる条件の下に、その公布の時から法律に優越する効力をもつてゐる」《Les traités ou

accords régulièrement ratifiés ou approuvés ont, dès leur publication, une autorité supérieure à celle des lois, sous réserve, pour chaque accord ou traité, de son application par l'autre partie»<sup>(1)</sup>。批准後の条約、従つてECC条約の国内法に対する優越性は憲法上は保障やられることはないがである。然しながら、フランスでは[[権分立の原則を重視する]から、憲法上右のように優越性が認められる共同体条約がフランス国内法と抵触する場合に、裁判所にそれが判断する権限があるが[したがって]の論議が生じる余地があり、破毀院とコンセー<sup>(2)</sup>・デタにより見地が異なる点が指摘せられていて<sup>(3)</sup>。行政裁判所であるコンセー<sup>(4)</sup>・デタは、一九六四年六月一九日Re Société des Petroles Shell-Berre 事件においては、ガソリン・スタンドの新設を制限するフランスの一九五九年<sup>(5)</sup>一月三一日命令が条約三七条に違反するか否かについて “l' acte clair” の理論を適用し、第三七条の趣旨は明白であるから第一七七条の先行判決を求める必要がないとした。同命令は条約に反しないものとした。EC法に対し不干与の消極性を示すものであった。やがて、その数年後、一九六八年二月一日 Syndicat général de fabricants de semoules de France c. Min. d'Agriculture 事件においては、アルゼリヤからの穀粉輸入に関するECC規則による課徴金に服しないが否かにつき、後法であるフランス法を適用した。その後、コンセー<sup>(5)</sup>・デタは、EC裁判所判例一九七一年一月二二回<sup>(6)</sup> Synacomx 事件で<sup>(7)</sup>、国内行政規定についてEC法違反の有無の先行判決を求め、一九七一年一月五日Comptoir agricole des Pays-Bas normand 判決にも間接的に条約第一八九条に基づく規則の効力を認めたと想被考される態度を示したのであり、一九七三年以後フランスでは Conseil d' Etat を含め、先行判決が増加する傾向を見出されるのであるが、その後、直接にEC法に関するのではないが、一九七七年六月二二回<sup>(8)</sup> Astudillo Colleja 事件においては、一八七七年フランスとスペインとの間の犯人引渡し条約に反して一九一七年フランス外国人追放法を

適用するについて、憲法第五五条に言及しない態度が示されており、更に近年における重要な判決とされる、一九七八年一二月二二日 Cohn-Bendit 事件においては、公序公安および公的衛生を理由とする外国人滞在のための特別の規定に関する、一九六四年一月二十五日の理事会命令六四年第一三二二号について、「命令は、これにより、個別的行政行為に対してなされる上訴の根拠として、構成国民が援用する」ことを許さないもの」であり、従つて「パリ行政裁判所が EC 裁判所に解釈を付託したことは譲りである」と判示した。<sup>(7)</sup> これに対する EC 裁判所の立場は、一九七九年四月五日（七八年一四五号事件） Ratti 事件判決で示される<sup>(8)</sup>こととなる。

破毀院は、コンセーユ・デタと異なり、EC 法に対して積極的な姿勢を示している。刑事部では、イタリヤ・ワインの品質規制および課税に関する一九七〇年一〇月二〇日 Ramel 事件、さらに一九七一年一月七日 Guerrini 事件判決は卵市場に関する一九三九年法違反事件であったが、前者は EC 法の適用を憲法五五条を根拠としたのに対し、後者は共同体法の直接適用性を根拠とした点で積極性を一步進めたものとせられる。これらの傾向がいわば頂点に達したものとして、オランダから輸入したインスタンクト・ローヒに対する国内消費税に関する一九七五年五月二四日 Directeur Général des Douanes c. Société des Cafés Jacques Vabre et Société Weigel et Cie 事件混合部判決がある。これは条約第九五条と後法であるフランス関税法第一六五条との抵触に関するものであったが、破毀院は、「一九五七年三月二十五日条約は、憲法五五条に基づき、国内法に優越する効力を有するのであり、構成国の法を一体化する特有の法秩序をもたらすものである。」の特殊性により、EEC 条約が生ぜしめた法秩序は、構成国の諸国民に直接適用せられ、構成国裁判所を拘束する。従つてパリ控訴院が、本件について、後法ではあるが関税法第一六五条を適用せず、条約第九五条が適用せらるべきである、と判断したのは正当であり、権限を逸脱するものではない」

この判断を示す判例たるものである。やがて約半年後、破毀院第三民事部は、一九七五年一一月一五日 Clave Bouhaben von Kempis c. Geldor 事件を扱うと、ドイツ人である von Kempis が、フランス人小作農民に賃貸していた土地を回復し、自ら農業を営むとする場合の、外国人の農業については特別の許可が必要とする旨を定める フランスの一九五四年一二月一〇日「トゥッカム」既に一九七〇年一月一日に過渡期間が終了してくる条約第五二一条との抵触がある、検事総長 Touffait の意見を認め、憲法第五五条に基づいて、「條約第五二一条は、……共同体諸国民に直接適用せられ、かつ裁判所により強制されるものであるが、同条はかかる諸国民のフランスにおける商業自由についての制約を設けぬことを禁止するものであるから、(これが反する前述の) フランス法は既に適用すべき効力を失つてゐる」と、ECO法としてECO裁判所の採用する回一の見解を示すに至つたものであると認められる。<sup>(9)</sup>

- (1) van der Meersch, Rec. des Cours p. 374, n. 810; Lasok, 2ed, 1976, p. 230; Warner, L. Q. R. 1977, v.93, p. 361; Carreau, ibid. p. 411; Fernstenbert, ibid. p. 65.
- (2) David Ruzié, Les procédés de mise en vigueur des engagements internationaux pris par la France, J. de D. Int. 1974 no. 3, p. 572.
- (3) [1964] CMLR 462, [1964] Clunet 794.
- (4) Syndicat Général (Conseil d'Etat) [1970] CMLR, 395.
- (5) Van der Meersch, ibid. p. 221; E. L. Rev. 1976, no. 3
- (6) Carreau, ibid. p. 412, n. 98; Clunet. 1978, p. 78-80.
- (7) Clunet, 1979, p. 589; note Berthold Goldman; D 79 J 155 concl. Genevois, note Pacteau; J. A. Usher, European Law Review, 1979 Aug, vol. 4, no. 4, p. 248.
- (8) Usher, ibid. p. 248.
- (9) van der Meersch, ibid. p. 219.

(2) Brinkhorst, 2ed. p. 203; Carreau, p. 412; Michel Fromont, Die französische Rechtsprechung zum Gemeinschaftsrecht, Januar 1975–Dezember 1977, Eur. Recht 1979, Heft 1, s. 68.

(5) アイルランド アイルランドは、一九七一年五月一一日の国民投票により、憲法第二十九条四項に三号の規定が追加され、三号第一文において、「この憲法のいかなる規定も、共同体構成員の義務の履行のため必要なものとして、国により制定された法、なされた行為、ならびに採用された措置を無効とならしめる」となく、また共同体、または共同体機関により制定せられた法、なされた行為ならびに採用された措置が、この国において法的効力をもつ「とを妨げるものではない」との規定を設けるに至った。しかし、この憲法改正も、一九七一年の共同体に関する法の制定も、共同体法の優越性を保障する明示的規定を持つに至っておらず、従って共同体法についても最高裁判所が、憲法三四条による違憲審査権を行使する余地があり、明らかに共同体法に反する国内法が制定された場合は、裁判官は困難な地位に置かれるであろうとされている。<sup>(1)</sup> この意味において、アイルランド法とヨーロッパ人権条約との抵触につき、一九五七年の最高裁判所の「本裁判所は、国内法と抵触する条約に法的効果を認めない」とした判決の当時と事情は変わらないとの見方もある。

- (1) Ferestenbert, ibid. p. 62.
- (2) Ferestenbert, ibid. p. 63 (192)

(6) イタリア イタリア憲法第一一条は、「イタリアは、他国民の自由を侵害する手段としての戦争、ならびに国際的紛争を解決する手段としての戦争を否認し、国家間の平和および正義を確保する事を目的とする組織のため、他国との平等の下に、かかる目的をもつ国際組織 (le organizzazioni internazionali) を促進し、助成する」と定める。

また第一〇条第一項は、「イタリヤの法秩序は、一般的に承認せられた国際法上の諸原則に従うものとする」と定める。しかし判例上、第一〇条は条約について適用せられるものではないと解されており<sup>(1)</sup>、また第一一条は、これにより共同体法がイタリヤ国内法に対し優越性をもつか否かは必ずしも明白でない。憲法裁判所は、通常の法律制定手続によりなされた共同体への主権委譲については、一九六四年三月七日判決、一九七三年一二月二七日判決、ならびに一九七五年一〇月二〇日判決とも、第一一条に基づき合憲とするのであるが、共同体法がイタリヤ国内の後法に対し優越性を有するかについては次の立場を採っている。

(1) イタリヤ第一 Costa 対 ENEL 事件一九六四年三月七日憲法裁判所判決

〔事実の概要〕 これは、一九六二年一二月の国有化法により国有化されたイタリヤ電力供給公社 ENEL より一、九二一五リラの電力使用料の請求を受けた、国有化前の会社の株主が、国有化法が共同体法に対する後法であるため、憲法第一一条ならびにそれにより E E C 条約第三七条二項、五三条、九三条三項、一〇二条に違反する事を理由として、憲法裁判所への解釈付託を申立て、これによりなされたミラノ治安判事裁判所のなした、一九六三年九月一〇日の付託決定に対する判決である。

〔関連判旨〕 一九六四年憲法裁判所判決は、これに対し、「憲法第一一条は、一定の条件において、主権に対する若干の制限をもたらす条約を締結する事は可能であり、通常の法律によりかかる条約に対し効力を与えることは適法であることを意味する。第一一条は条約を有効ならしめる通常の法律にそれ以上の効果を付与しないものであるから、この国が他の国に対して負うてゐる義務の国内法上の発現として、現存する規定を失効せしめることを意味しない。なお我々は、国際条約に反する規定をもつ若干の規定が、……憲法第一一条により……違法とする見解に同意し難い」。

「第一一条は、……国際条約の施行を認める法律に対し、これと抵触する法律に対する特別の重要性を付与するものではない」。直接適用性ある国際条約規定についても「法の時間的抵触に関する一般原則に従い、後法の優越性を破るべでない。」の意味において、「これらの抵触は何らの憲法上の問題は生じない」とし、かつEECの本質などについても論じるまでもないとする態度を示した。<sup>(2)</sup>

(2) イタリヤ Frotini v. Ministero delle Finanze 事件一九七〇年一二月二七日判決（第一八三号事件）

これは、従来のイタリヤ憲法裁判所の態度をいわば「変し」、EEC法に対する積極的立場を示したものとして注目せられる。事実の概要は次の通りである。

〔事実の概要〕 フレッシュ・チーズの一種である mascarpone の二個の貨物につき一九六七年一二月二七日乃至二九日の間にイタリヤの Novara の税関において輸入申告が受理されたが、その際適用せられた農業課徴金の率は、EEC規則 111/64 に基づく quintal あたり一六、六一六リラであった。しかし貨物申告の数日前の一九六七年一二月二三日の共同体官報にすでに公告がなされていた一九六七年一二月二一日のEC理事会規則 1028/67 によれば quintal あたり七八、一一五リラという大幅増額が定められていたので Franco Frotini および Commercio Prodotti Alimentari 社に増額分の追徴命令がなされた。これら輸入業者は命令の適法性を争ってトリノ裁判所に提訴したが、その理由として、(a) EEC 規則は、イタリヤ国家によりそれに對応する履行立法がなされるまでは、直接の法的効果をもたない、(b) 特に EEC 規則 1028/67 は、イタリヤの一九六四年一二月二三日 decreto-legge 一二五一号四条に定める乳製品の EC 課徴金に關する第一級税関への通知、イタリヤ官報の記載などの国内手続がなされていないことから、それだけでは拘束力をもたない、(c) 同規則は適確かつ確定的な規定がなく、課徴金率を若干の変数により

示すにすみないから直接の国内法源としての適用はなされない、(d)同商品については、税関への申告および徵収の際に新過徴金率についての通達が大蔵大臣によりなされていないから、新しい率は適用されないと、を主張した。両者のうちの *Commercio Prodotti Alimentari* は同規則がイタリヤ国内で直接適用されるならば、一九五七年一〇月一四日イタリヤ法一二〇二二号により国内法化せられた E E C 条約一八九条はイタリヤ憲法二三三条に違反するとして違憲性を併せて主張した。トリノ地方裁判所は、原告の主張のうち(a)については、一九五七年条約批准法二条により国内化せられた E E C 条約一八九条により、閣僚理事会規則である同規則は、イタリヤにおいても特別の立法手続なくしてイタリヤ法と同一の効力をもち、イタリヤ裁判所において直接に訴えうる権利義務をもたらすものであるとし、(c)の見解は一八九条の注釈者間において完全に採用されているものであり、E C 裁判所においても 14/68 判決、6/64 判決においても承認せられており、条約五条、批准法四条からも別段の結論は生じない。(b)でいう一九六四年イタリヤ decreto-legge 四条は、イタリヤ大蔵大臣の裁量権なきイタリヤでの執行手続を定めたにすぎない。(c)については同規則は通常の解釈により直接適用が可能な確定的内容ある」と、(d)については大蔵大臣の権限は実行的、通報的機能に制約されており、大臣による事前の通達は、同規則の発効と無関係であるとして、却けたが、ただ *Commercio Prodotti Alimentari* 会社が主張する、E E C 規則の直接適用性を定める条約一八九条の国内法化の準拠規定である条約批准法第二一条は、国民に対する金錢的負担については制定法のみによるとする(riserva di legge, statute monopoly) イタリヤ憲法二二三条に牴触するとの点については、制定法手続に関する七〇条乃至七五条の牴触をも含めて検討の必要あるものとして手続を停止して、一九七一年四月二一日に憲法裁判所に付託した。

〔関連判旨〕 憲法裁判所は、この事件と、ゼノア地方裁判所より付託された憲法七〇条、七六条および七七条違

反に関する同種事案に関するものとの併合審査を行ない、次のように判断した。「国際条約の特定の規定に関するもの」として国際条約の批准または国内法化を目的とする通常の制定法の違憲性を争うことは、すでに当裁判所により SOC. ACCIAIERIE SAN MICHELE V. HIGH AUTHORITY (case 98-16 / 27 Dec. 1965 [1967] CMLR 160) により認められるといふである」。付託裁判所が、一八九条による規則が憲法の定める立法機関以外の立法手続により通常の制定法と同一の効果をもち国民を直接拘束する点、一般の法律に対して憲法上定められる公布形式、取消投票の可能性、裁判所による基本的人権についての保護などの保証制度がない点、同規則の憲法二二三条抵触の点に言及するのについては、「EEC条約につき十分かつ完全な施行力をイタリヤ議会が付与した一九五七年のEEC批准法は、イタリヤ憲法第一一条に基づくものである。同条は、国家間における平和と正義を確保する取り極めのために必要である場合には、他の国家との相互性を条件として主権を制限することに同意すると定めるが、」……同条は偶発的意図によるものでなく、「明白かつ確定的な政治的目的をもつて」いる。憲法制定者は前文において国連尊重を明示するほか、現実に成立しつつある欧洲共同体その他の欧洲地域機構の一般的有効性の原則をも念頭に入れていた、「ローマ条約が憲法一一条に述べる目的に完全に合致することは疑問の余地はない」。第一八九条により、「共同体の経済社会政策のため条約により定められる共通利益に必要な関連ある場合に、条約第二部および第三部で分析的に示される事項による管轄配分の正確な基準により各加盟国により共同体機関への立法機能の部分的委譲がなされている。」……しかし「この主権制限は、イタリヤが構成員であり、かつそれにより積極的にヨーロッパ諸国の統合が促進せられてきたより大なる共同体の中に諸権限を獲得したことにより対価を得て」いるのである」とし、また主権制限につき憲法改正手続を必要とするかについては、既に一九五一年にECSOC条約の批准につき議会により通常の法律として

取り扱う旨の決定がなされていることおよび COSTA V. ENEL にも示されるごとく憲法第一一条は主権制限につき実質的条件のみならず手続をも定めるものとして、「議会は憲法改正手続の権限を行使することを要しない」とする。また一八九条による EEC 規則の法的性質については、「EEC 法と構成国の国内法とは、条約に定められ確保せられている権限の区分に対応して整序化されているけれども、それぞれ自足的かつ別個の法組織と述べることができる。共同体規範は、国際法の法源としても、外国法または構成国国内法の法源としても性質付けし得ないが、平等および法的安定の基本的要求からは、それらが、共同体の各加盟国において必要な受入手続なくして制定法としての拘束力と価値をもつ法として、すべての加盟国で十分な強制力および直接適用性をもつことを要求する」。このように憲法一一条により立法権委譲が認められる別個の自足法である以上、「金銭的負担を課する EEC 規則の制定は、イタリヤ憲法二三条に定める議会制定法によるべき旨の規定と抵触しない。何故なら同条は、形式的に自足的な制定の源泉をもち国内秩序と異った法秩序である共同体立法には適用されないからである」。共同体立法は、同条約一六四条、一七三条(1)(2)、一七四条、一七七条などにより自律的な司法規制に服することとなる。最後に、基本的人権などの基本原則との関係につき、「憲法一一条による主権の制限はそこに掲げる諸目的のためにのみ許されるのであることはほんどうまでもなく、従って、法の支配の原則を基礎とし、市民の本質的自由を保証する諸国により調印せられたローマ条約において具体化せられたかかる主権の制限が、EEC 機関に対し我々の憲法上の基本原則または不可譲渡の人権を侵害するような承認し難い権限を与えるとする理論は排斥すべきである。また一八九条にこのような逸脱的な解釈が与えられるとしても、そのような場合は当裁判所は上述の基本原則と条約の両立性維持につき規制権をもつという保証が常に与えられねばならない。しかし憲法一三四条は単に制定法および同等の効力をもつ国家ならび

に自治団体の規則の違憲審査に限るものであるから、当裁判所が個々の EEC 規則を審査する権限をもつとする理論は斥けるべきであ」とし、上述の諸理由により、「部分的には条約一八九条の国内化法である、一九五七年一〇月一四日一一〇三号 EEC 条約批准法第二条につき、付託決定に挙げる憲法七〇条乃至七七条および一二三条に関する違憲性の問題は生じない」とした。<sup>(3)</sup>

EEC 条約は、憲法第一一条による法律制定のみでイタリヤにおいて効力をもつことを明らかにすると共に、条約一八九条の直接適用性を認めたことと、それに二元説の立場に立って、イタリヤ憲法裁判所は個々の EEC 規則につき審査権を有しないが、イタリヤ憲法上の基本的人権に関する規定については、その抵触の場合は審査権あることを明示し、前述のドイツ Handelsgesellschaft 事件に先立ち、この立場を明らかにした点で注目されている。ただこの判決では、憲法裁判所がイタリヤの後法は憲法一一条に違反するものと宣言すべきか、すべての裁判所がかかる後法を排斥しうると解すべきかについては明らかにされていない。<sup>(4)</sup>

(3) イタリヤ Società Industrie Chimiche Italia Centrale (ICIC) v. Ministero Commercio Estero 事件一九七五年一〇月二二一・一一〇日判決 (第一二二一号事件)

〔事実の概要〕 ICIC 社は、一九六九年初頭に域外國からとうもろこし六、〇〇〇トンを輸入しようとした、一九六七年理事会規則第一二〇号および算定基準に関する一九六七年委員会規則第四七三号などが定める保証金供託をなしたが、輸入を実現し得なかった。上述の委員会規則などは、一九六八年五月二八日の命令によりイタリヤにおける国内手続が採られていた。しかし、保証金の没収額の算定について、EC 裁判所 Compagnie Continental (France) SA 事件一九七一年三月一〇日判決においては、イタリヤで採られる算定基準と異なる基準に従うべき點が示された。本

件においてもイタリヤ貿易大臣によれば、一六八七万リラが没収額となり、ICICは、一二二五万リラ以上の没収は違法として、ローマの第一審裁判所に訴を提起した。第一審一九七一年五月一九日判決も、ローマ控訴院一九七三年四月一四日判決も、この問題は国内法上の問題として先行判決を採ることなく、また前記EC裁判所判決も無視して、原告の主張を棄却した。その上告に基づき破毀院が、憲法裁判所に対し、イタリヤの各裁判所は、EEC規則を国内法として再生したその国内法の適用を拒否する権限があるか、あるいは、各裁判所はかかる法の合憲性につき憲法裁判所への解釈付託手続を採るべき義務があるかについての、判断を求めた。

〔関連判旨〕 「現在の法秩序の下では、イタリヤの各裁判官が、共同体法の国家法に対する一般的優越性を理由として、それが法律の形式を採ると、法律と同じ効力をもつ命令の形式を採るかを問わず、EC法規制定より後に制定せられた国内法の適用を拒否する、いかなる権限も与えられていない」。「法規制定権を委譲したことにより、その結果として、条約によりEC機関立法のため保留せられている分野に関するものとはい、構成国の立法機関の最高の意志が、根本的にすべての効果が奪われうるものとする理論は受け入れ難い」。また「イタリヤの各裁判官が個別的な事件の本案判断に当り、EC法か国内法かいずれかを選択しうる仕組み」は、裁判官にその法が「適法に適用しうることについて宣言をなしうる権限を付与したことになる。これは一定の範囲に限られたとはい、立法者に対する絶対的な無権限を宣告しうることとなるが、現行の法秩序の下では、かかる権限は全く、各裁判官に与えられていないのである」。従つて、「裁判官は、直接適用性あるEC規則を再生し、これを国内法化した国内立法の（憲法第一一条に対する一筆者）違憲性の問題については、憲法裁判所に解釈を求めねばならない」とし、なお憲法裁判所の判決が遡及効を持つかについても、その判決の公布の翌日から違憲の規定が効力を失うものとする、憲法一三六条

一項の規定以外の効力は生じないとし、<sup>(15)</sup> 遷及効を否定した。

この判決は、前掲の Frontini 事件の判旨を補充するものともいえるが、EC裁判所が従来主張してきた直接適用性の観念のうち、特別の国内立法手続きなくして、EC法規が国内に直接拘束力をもつという点での直接適用性は、これを肯定するが、構成国のすべての裁判官が EC法に反する国内法の適用を即時に斥けうるとする点には真正面より否定したものであり、衝撃的な判例の一とされる。<sup>(16)</sup> この ICIC 事件の判旨は、その後の憲法裁判所の一九七六年七月二八日第一〇五号事件判決、ならびに一九七六年七月二八日第一〇六号事件判決においても採用されているが、その後において乳製品輸入についての衛生検査料に関する後法である、イタリヤ一九六八年一月二三日法および一九七〇年二二月二二〇日法を共同体法に違反したものと判断した、一九七七年一二月二二日第一六三号事件判決がある。イタリヤ後法に対し、共同体法の優越性を認めたものとしては最初のものとせられる。<sup>(17)</sup> しかしこれらに対しては、EC裁判所が、一九七八年三月九日 Simmenthal 事件において、今一度 EC 裁判所判例を確認するに付し、後述するようにある。

- (1) Cass., 28 janv. 1957; Corte Const. 12 mai 1960; Corte cost. 27 déc 1973, cited by Ferstenbert, ibid. p. 60 (171).
- (2) 第一〇五号事件について、イタリヤ San Michele 一九六五年二月二七日判決は、石炭鉄鋼共同体法による賃金がイタリヤ憲法第一〇二条一項に抵触するか否かの問題について、共同体法は国内法と別秩序の組織であり、イタリヤ憲法の制約に服しなど、述べる。
- (3) [1974] 2 CMLR 383-390; Brinkhorst, 2ed. p. 213.
- (4) C. Maestripieri, The Application of the Community Law in Italy in 1975, European Law Review, 1976, p. 531; Liliane Plouvier, L'arrêt de la cour constitutionnelle d'Italie du 22 oct. 1975 dans l'affaire I. C. I. C. Rev. tri m. de droit européen, 1976, v. 12 no. 2, p. 283 (32).

(5) EuR 1976, s.246-253; Rev. trim. d. eur. p. 396-403; Brinkhorst, 2ed. p. 217.

(6) Plouvier, R. trim. d. europ. 1976, pp. 271-294; Feustel, EuR. 1976, s. 253; Maestripieri, CMLRev. 1976, p. 530;

Pappalardo, EuR 1978, s. 162.

(7) Pappalardo, ibid. s. 165.

（エ）ルクセンブルグ ルクセンブルグは、石炭鉄鋼共同体条約批准に伴い、憲法第四二三条の二「憲法に定める、立法、行政、司法各機関に付与せられた権限の行使は、条約により、国際法上の組織のため、一時的に制約せられる」<sup>(1)</sup>とする規定を、一九五六年に設けた。<sup>(2)</sup> ルクセンブルグ最高裁判所 (la Cour supérieur) 一九一九年一月一一日の破毀事件判決では、同裁判所は、法が条約に違反するか否かについて判断するよりも同法審査の問題として判断を避けているが、しかしその当時より国際法についての「元説」、従って直接適用性を認めるのがルクセンブルグ裁判所の一般的傾向とされていたが、その後一九五〇年代において、最高裁判所一九五〇年六月八日判決、一九五一一年七月一一日判決、一九五一一年七月一八日判決は、国際法の国内後法に対する優越性について判断するに至り、特に、最高裁一九五四年七月一四日 Chambre des métiers c. Pagani 破毀事件判決においては、「（後法が前法を破るという原則は）一つの法が異種の法であるときは適用されない。即ち、その一が国内法としての効力が与えられるに至った国際条約である場合がこれに当たる。条約は、国内機関の意志に基づくものでなく、より上位の源泉によるものであるため、優越性の本質を有し、その結果、国際条約と後に制定せられた国内法とが抵触するときは、条約が優先する」と明示的に判断を示すに至っている。<sup>(3)</sup>

Conseil d' Etat が、一九七五年一月二三日の意見により、政府の諮問に対し、一九五七年一月二二〇日法により ECOのOIEAなどEEOに對し財政権限を付与したのは、一九五六年に改正された憲法第四九条により違憲ではなく、

またEC法の直接適用性を再確認し、国内立法がEC法に抵触すべきだといふが、結果として必ずしも同様の立場をとるべよ。

(1) Ferstenbert, *ibid.* p. 69; Pescatore, cited by Brinkhorst, 2ed. p. 221.

(2) Ferstenbert, *ibid.* no. 247.

(3) van der Meersch, *ibid.* p. 218; Brinkhorst, 2ed. p. 221; Ferstenbert, *ibid.* p. 69; Carreau, *ibid.* p. 406, no. 70.

(4) F. Herbert, *European L. Rev.* 1977, v. 2, no. 1, p. 76.

（オランダ 大学）<sup>(4)</sup> 一九五六年の改正により、憲法第六六条「オランダ王国において施行せられる法規は、その適用によつて、法規の施行の前後を問へばなく、效力をもつたる條約中のすべての者を拘束する規定との抵触が生じるときは、これを適用しな」と設けたため、国際法の規定と国内法との抵触は、憲法上解決され得る。特に、憲法第六七条は、「(1)必要ある場合は第六三条の規定に従ひ、立法、行政、または司法に関する若干の権限は、条約に基づき、これを国際法に基づく組織に委譲することができる。(2)国際法に基づく組織によりなされた決定については、第六五条（公布）ならびに第六六条（優越性）を適用する」と定めているため、共同体第一次法の優越性も認められる。判例もこれを認めており、最高裁判所一九六一年五月一八日 *Bosch v. de Genus en Uitenborgerd* 事件判決においては、条約第八五条の「かかる条約規定が直接適用性をもつか否かを決定するの」は、オランダ法が共同体法であるかの問題につき、他の理由と共に、憲法六六条からいえども、ともかくオランダ法上は、その条約の規定の解釈に基づいてのみ答えられるべきとの立場を採った。しかし、オランダの最高裁判所が、先行判決手続を採ったのは、意外に遅く、一九七四年三月一四日 *Centrafarm B. V. v. Sterling Drug and Winthrop* 事件についての決定によねるのである。その後にも、一九七六年六月九日決定、一九七六年一〇月一一日決定により先

行判決の手続を採つたが、特に最後の決定については、既にEC判例により確定している問題であり、裁判所の態度は慎重であるとの批判もあることである。<sup>(3)</sup>

- (1) Ferstenbert, *ibid.* p. 57, no. 153.
- (2) European L. Review, 1976, v. 1, no. 7, p. 580.
- (3) European L. Review, 1977, v. 2, no. 5, pp. 397-398; *ibid.* v. 2, no. 6, p. 371.

(九)イギリス イギリスは、EC加盟に際して、一九七一年一〇月一七日欧洲共同体に関する法 (the European Communities Act 1972) を制定したが、第一條「条約の一般的履行」第一項は、「共同体条約により、または条約に基づいて、創設せられ、または発生する、すべての権利、権限、責任、義務および制約、さらに、条約により、または条約に基づいて定められるすべての救済手段および手続は、条約の規定により、特別の制定手続なくして、法的効力が認められ、援用しうるものである限り、法的に承認かつ援用しうるものであり、かつ履行を強制しうる。「履行を強制しうる共同体法上の権利」とは、本項で定めるいづれかを意味する」と定め、第三條「条約および共同体立法に関する判決および証明」第一項は、「すべての法的手続において、条約の意味または効力、ならびに共同体立法の有効性、意味または効力は、法律問題として扱わねばならない（また先行判決を求めない場合もEC裁判所により確定した原則および関連ある判決に従い、決定されねばならない）」<sup>(1)</sup>、第一項は「法の告示は、共同体条約、共同体官報および、前項で掲げる事項に関するEC裁判所の判決または意見表明によりなされる。共同体官報は、共同体または共同体機関に関する公知せしめられた共同体立法の証明として認められる」と定める。<sup>(1)</sup>ただ英國の場合は、硬性憲法がなく、特にイギリス憲法の根本規範と呼ばれる国会主権の原則 (Parliamentary Sovereignty) の存在から

困難な問題がある。この原則は、「英國議會はいかなる内容の法律であつてか、欲すればそのような法律を定立する」とが出来るのみならず、修正をも廃止をも意のままにできるところなのである。すなわち國会の行為は、國会の意思のみによつて完了し、他のいかなる人物、機関もその行為の効力を審査することができないのである。別の言葉をすれば、他の近代國家に見られるような議會の意志を統制するための基本的なルール、あるいはそのようなルールを表現している成文憲法典が存在しないということ」を意味すると説かれている。<sup>(2)</sup>従つて、英國においては、共同体法の優位性を国内的に保障することが、國会主権の原則から見て許されるかという問題がある。一九七一年法第二条第四項には、共同体法と将来のイギリス法の抵触を避けることを目的とする規定は設けられてはいるが、もともとよりこれはEC裁判所判決にいうEC法の優越性を保障するものではない。イギリスにおいても下級審の判決の中には、<sup>(3)</sup> Esso Petroleum 事件一九七三年七月一九日高等法院判決、Aero Zipp 事件一九七三年一月七日高等法院判決や、<sup>(4)</sup> Haug v. Registrar of Patent Agent 事件に関する Comptroller of the Patent Office 決定にみるごとく、EC法の優越性を認めるものはあるが、貴族院への上告が請願的意義をもつて英國においては、実質的には最高級審の役割を果すものとも解せられる控訴院は、有名な H. P. Bulmer v. J. Bollinger SA 事件一九七四年五月二二日判決以来、先行判決について消極的な傾向を示しており、金貨輸入に関する刑事事件については、R v. Brian Albert Johnson and others 事件一九七七年一二月一五日付託決定にみるごとく、先行判決を求める例があるが、民事事件については、オランダからのポルノ商品に関する一八七六年関税法四二条とEEC条約三〇条および三六条の抵触に関する Regina v. Maurice Donald Henn and John Frederick Ernest Darby 事件一九七八年七月七日控訴院判決では、「英國控訴院における EEC条約のこれらの規定から生じる数多の他の問題に

つこゝに判決が下せられたるから、こゝの問題は解決せられてゐる」として、*acte claire* の理論により、先行判決を求める手続は採つてはならず。しかし、近年この最後の事件に関する貴族院は、一九七九年一月二十九日の決定により、始めて先行判決を求める手続を採り、新たな局面を迎えるに至つてゐる。<sup>(6)</sup> 控訴院はつゝてゐる。一九七六年七月二十九日 *Felixstowe Dock & Ry Co. v. Britische transport dock board* 事件判決によつて、Denning 判事が *obiter* ながら、EC法の後法に対する優越性を認めだすと解かれ、特に一九七九年七月十九日 *Macarthys Ltd v. Wendy Smith* 事件においては、Denning 判事が、「自分としては条約一一九条の男女平等規定の解釈について疑問の余地はないが、回僚判事の」意見を尊重し、EC裁判所への付託をなしたところ注目すべき傾向が見出されるに至つてゐる。<sup>(7)</sup>

- (1) 釜田泰介「共同体法の優位と国家主権の原則」*社会科学*第111号（同志社大学人文科学研究所）、一九七七年、第六四頁以下、平良「イギリス憲法におけるヨーロッパ共同体法」*法學研究*第五〇巻第一号、昭五二「九三」頁以下、園村義「イギリスのEC加盟に伴う法的問題」*西南学院大学法学論集*第一巻第一号一頁以下。
- (2) 畑田・前掲五六頁。なお Hans G. Petersmann, *Die Souveränität des Britischen Parlaments in den Europäischen Gemeinschaften*, 1972, s. 229.
- (3) 園村義・前掲論文「[判例] 111」<sup>o</sup> van der Meersch, *ibid.* p. 229
- (4) [1976] CMLR 491; Mackenzie Stuart, *The European Communities and The Rule of Law*, 1977, p. 18.
- (5) [1974] 2 CMLR 125. Denning 判事が、「貴族院は別と云ふことなく他の英國の裁判所や共同体裁判所に対する付託義務はないのである、条約の解釈に関する問題であつてもやむ不得である。条約一一七七条一項は、三項の「規定など」いう用語とは逆に、「なまいふがやかね」いう用語を用ひたる」こと、控訴院には付託義務がないと解した。Brinkhorst, 2ed. p. 285. 園村・前掲論文「九三」<sup>o</sup>
- (6) [1978] 1 WLR 1037; [1978] 2 CMLR 688; J. Dutheil de la Rochère, review trim. d. europ. 1979, p. 293.

(7) Nigel P. Gravells, *Europ. L. Review*, 1979, v. 4 no. 2, p. 130.

(8) [1976] CMLR 655.

(9) [1979] 3 CMLR 43.

#### 四 各国判例に対するEC判例

以上の各国裁判所の立場に対し、EC裁判所は、次の判決を以て応えたのである。

106 / 77, *Amministrazione delle Finanze dello Stato v. Simmenthal SpA.* (March 9, 1978)

〔事実の概要〕 ハの第1 | *Simmenthal* 事件の概要は、次の通りである。一九七三年七月二六日にイタリヤの Monza 之本店をもつ *Simmenthal* 有限会社が、フランスから牛肉を輸入したが、一九三四年七月二七日王令により衛生検査を必要とする。一九七〇年一一月三〇日法で定める衛生検査税五八万一四八〇リラの支払いを求められた。同社は、検査手続ならびに検査税は、共同体法で禁止される商品の自由移動の障壁をもたらすものとして、一九七六年三月二三日 *Susa* の *Pretore* (区裁判所) に支払額の返還を求める訴を提起した。同裁判所は、同年七月六日の決定により EC 裁判所に解釈を付託し、EC 裁判所は、七六年第三五号事件一九七六年一一月一五日判決において、かかる検査は条約第三〇条の意味する量的制限と同一の効果をもたらし、衛生検査の理由により課せられる金銭の賦課は関税と同一の効果をもたらすと判示した。これを考慮して *Susa* の *Pretore* は一九七七年一月二四日の判決により、国の財務局に対し、不适当に徴収した関税および利息加算額を返還すべき旨を命じたが、財務局が同年二月二三日に、ハの仮処分の命令につき異議を申し立てた。同裁判所は、一面において、イタリヤ憲法裁判所一九七

五年一〇月三〇日第二二三二号事件判決、一九七六年七月二八日第二一〇五号事件判決、同日第二一〇六号事件判決によれば、かかる場合憲法裁判所に付託義務が生じることとなるが、他面憲法裁判所の見解によれば、イタリヤ国内法による国際的義務違反につき遡及的な修復の可能性が失われることを考慮し、まずE C裁判所に解釈を付託したものであるが、その質問事項は次の通りであつた。

質問事項——(a) E E C条約第一八九条およびE C裁判所の確定した判例によれば、直接適用性があるとされる共同体の規定は、構成国内のいかなる規範または慣行ある場合においても、構成国国内法秩序において完全かつ全面的な(*pleins et entiers*)効果を生ぜしめ、かつそれらの国で統一的に適用されるべきであり、またそれにより個人に対して発生した権利が保障されるというのであるが、その結果としては、当該の規定についての実効性によって、共同体法に反する内容を持つ後に制定せられた国内法は、その国内立法者によるか、または他の憲法上の組織により(違憲の宣告など)、その法を廃棄する手続を採るまでもなく、即座にその不適用を宣言すべきものと解することとなるのか、特に第一の場合については、違憲の宣告がなされるまでは、国内法が完全に適用される状態のままで持続され、その結果、共同体の規則はその効力が生ぜず、個人に対して認められる権利が保護せられないという結果が生じるにしても、その規則の完全、全面的かつ統一的適用は、保障されないとことなるのか。(b)前述の問題に関連して、《直接適用性が認められる》共同体の規則により発生する権利の保護は、国内管轄機関により、E C法に反する国内措置について実効的な廃棄措置が採られるまで延期せられうるという立場を認めた場合に、この廃棄措置は、権利について何らかの侵害が生じるのを避けるため、すべての場合に完全(*plein*)かつ全面的(*entièr*)に遡及効力を生ぜしめるものであるのか、というものであつた。

〔関連判旨〕 第一問に対しては、「構成国の各裁判官は、その権限の枠内においてではあるが、本来共同体法の規定を適用する責務を有するものであり、EC法に違反する国内法の規定については、国内法がEC法より後に制定せられているときも、その国の立法手続その他の憲法上の手続によりその規定が予め除去せられることを請求し、または除去の手続を待つという措置によることなく、各裁判官は必要な場合はその独自の権限に基づき、その国内法の適用を斥けることにより、EC法の完全な効果を確保する義務を持つ」として、イタリア政府による、憲法裁判所による違憲宣言によらしめる方が、イタリア国内のEC法の統一的適用を確保しようと主張を斥け、EC裁判所が直接適用性について一貫して採ってきた立場を再強調した。第二問については、EC裁判所の第一問に関する回答からして判断の必要が生じないものとした。

なお、この判決は次のような点についても再確認している。(1)条約第一七七条に従い採られた先行判決を求める付託は、その手続をなした裁判所により撤回せられるか、その付託につき国内上級裁判所に対してなされた上訴により無効とせられない限り、その付託が継続するものとする。(2)共同体法の直接適用性とは、その規定が施行せられた時から、すべての有効期間を通じて、すべての構成国において統一的な態様で、そのすべての効果を及ぼすことを意味する。直接適用性が認められる規定は、構成国であると、その国民であると否とを問わず、その規定に関係をもつすべての者の権利ならびに義務についての直接の源泉である。この効果は、構成国の機関として、共同体法により個人に賦与せられた権利を保護すべき使命をもつ、すべての裁判所にも均しく及ぶものである(判決文第一四節乃至第六節)。(3)直接適用性が認められる条約の規定および機関の決定行為は、共同体法優越の原則により、構成国の国内法との関係においては、条約規定および機関決定行為の施行という事実そのものにより、その時に存在するこれに抵

触する国内法のすべての規定を適用すべきであるとのこと、かゝる条約規定および機関決定行為が、その優越性を維持する限り、すべての構成国その領域内で適用せられる法秩序と一体化せんとするに基づく、共同体規範と矛盾する場合、新たな国内法を有効に制定するに妨げるべからず効果をもたらすに至る（判決文第一七節）として從來のEC裁判所の直接適用性と優越性との二つの判例の立場を再確認しておきたい。

- (1) 第11 Simmenthal判決の記文が Recueil de la Jusprudence de la Cour, 1978-3, p. 640 et s. によるところ、<sup>(1)(2)</sup> [1978] 3 CMLR 263; Europarecht, 1979 Heft. 3, s. 277; Van der Meersch, Rev. d. D. int. et d. D. comparé, 1978 no. 1, p. 24; Carreau, ibid. p. 401; J. Usher, The Primacy of Community Law, European Law Review, 1978. v. 3 n. 3; Ferstenbert, ibid. p. 42; H. Peter Ipsen, Die Rolle des Prozessrichters in der Vorrang-Frage Zur Bedeutung des II. Simmenthal-Urteils (Rs. 106/77) des Europäischen Gerichtshofs, EuR 1979 Heft 3, s. 223.
- (2) ハウスは EC法の統一性、直接適用性、優越性の内的関連性を総合的に把握した上で、最初の定期的な判決と諸種の記述。Carreau, ibid. p. 392.

(昭和五四年一一月一一日稿)